

# 長野県 木曾広域連合 下水道ストックマネジメント計画

長野県 木曾広域連合汚泥集約センター

策定 令和 4年 3月

改定 令和一一年一一月

## ① スtockマネジメント実施の基本方針

他の下水道施設と異なり、木曾郡内各下水処理場で発生した濃縮汚泥の脱水処理のみを行っている。管渠やポンプ設備はなく、脱水施設1棟の小さな下水道施設で他に類を見ない。各町村単独で施設を持つより、維持管理費が安く効率の良い運営ができています。

中間処理施設のみ保有する事業であるため、【管路施設】 【汚水・雨水ポンプ施設】 【水処理施設】については記述しない。

【状態監視保全】… 機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設を対象とする。

※ 状態監視保全とは、「施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法をいう。

【時間計画保全】… 機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握が困難な施設を対象とする。

※ 時間計画保全とは、「施設・設備の特性に応じて予め定めた周期(目標耐用年数等)により対策を行う管理方法をいう。

【事後保全】… 機能上、特に重要でない施設を対象とする。

※ 事後保全とは、「施設・設備の異状の兆候(機能低下等)や故障の発生後に対策を行う管理方法をいう。

備考) スtockマネジメントの実施にあたっての、施設の管理区分の設定方針を記載する。

## ② 施設の管理区分の設定

### (1) 状態監視保全施設

#### 【処理場・ポンプ場施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
汚泥脱水機	1回/5年の頻度で点検整備を実施。	健全度2以下で改築を実施	

### (2) 時間計画保全施設

#### 【処理場・ポンプ場施設】 ※ 貯留施設等を含む

施設名称	目標耐用年数	備考
クレーン類ものあげ設備	概ね34年 (20~34年)	
連絡ゲート	概ね45年 (30~45年)	
脱臭設備	概ね17年 (10~17年)	
配管類 (铸铁製)	概ね45年 (30~45年)	
配管類 (上記以外)	概ね25年 (15~25年)	
汚水ポンプ設備	概ね25年 (15~25年)	
汚泥輸送・前処理設備一汚泥攪拌機	概ね17年 (10~17年)	
汚泥処理設備	概ね25年 (15~25年)	
ケーブル配管類	概ね25年 (15~25年)	
汎用ミニUPS	概ね7年	
コントロールセンター	概ね25年 (15~25年)	
監視制御設備のうち通信装置	概ね8年	
監視制御設備 (上記以外)	概ね25年 (15~25年)	
計測設備	概ね17年 (10~17年)	
受変電設備 (柱上開閉器を除く)	概ね34年 (20~34年)	

次葉に続く

施設名称	目標耐用年数	備考
防食塗装	概ね17年（10～17年）	
管理棟-仕上げ	概ね25年（15～25年）	
管理棟-電気設備	概ね25年（15～25年）	
給排水・衛生・ガス設備	概ね25年（15～25年）	
躯体	概ね75年（50～75年）	
空調・換気設備	概ね25年（15～25年）	
管理棟-建具	概ね30年（18～30年）	
屋根防水	概ね17年（10～17年）	
管きよ・柵	概ね75年（50～75年）	
門・囲障（金属）	概ね17年（10～17年）	
縁石	概ね52年（35～52年）	
舗装（アスファルト）	概ね17年（10～17年）	
路盤	概ね25年（15～25年）	
グレーチング・簡易覆蓋（金属）	概ね30年（18～30年）	

備考) 施設名称を「下水道施設の改築について(平成28年4月1日下水道事業課長通知)」の別表に基づき記載する場合には、大分類、中分類、小分類のいずれかで記載してもよい。

(3) 主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

【管路施設】 管きよ	…	該当なし
【汚水・雨水ポンプ施設】 ポンプ本体	…	該当なし
【水処理施設】 送風機本体もしくは 機械式エアレーション装置	…	該当なし
【汚泥処理施設】 汚泥脱水機	…	該当なし

③ 改築実施計画

(1) 計画期間

令和	4	年度	～	令和	8	年度
----	---	----	---	----	---	----

(2) 個別施設の改築計画

【管路施設】

該当なし

【処理場・ポンプ場施設】

処理場・ポンプ場等の名称	合流・汚水・雨水の別	対象施設	設置年度	供用年数	施設能力	概算費用(百万円)	備考
汚泥集約センター	汚水	該当なし					
合計						0	

備考1) 改築を実施する施設のうち、② (1)において状態監視保全施設もしくは時間計画保全施設に分類したものを記載する。

備考2) 対象施設には、改築を行う部位、設備名称を記載する。記載にあたっては、「下水道施設の改築について(平成28年4月1日下水道事業課長通知)」の別表の中分類もしくは小分類を参考とする。

備考3) 「下水道施設の改築について(平成28年4月1日下水道事業課長通知)」の別表に定める年数を経過していない施設については、備考欄において、同通知に定める「特殊な環境により機能維持が困難となった場合等」の内容について、以下の該当する番号および概要を記載する。

- ① 塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定しえない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
- ② 施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合
- ③ 省エネ機器の導入により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合および地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に規定する「地方公共団体実行計画」、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に規定する中長期的な計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置づけられた場合
- ④ 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
- ⑤ 下水道施設の耐震化を行う場合
- ⑥ 浸水に対する安全度を向上させる場合
- ⑦ 下水道施設の耐水化を行う場合
- ⑧ 樋門等の自動化・無動力化・遠隔化を行う場合
- ⑨ マンホール蓋浮上防止対策を行う場合
- ⑩ 合流式下水道を改善する場合

備考4) 改築事業の実施にあたっては、別途、詳細設計等において、効率的な手法等を検討すること。

④ スtockマネジメントの導入によるコスト削減効果

概ねのコスト削減額	試算の対象時期
約27百万円/年	概ね100年
約27億円/100年	概ね100年

備考) 標準耐用年数で全てを改築した場合と比較して、②に基づき健全度・緊急度等や目標耐用年数を基本として改築を実施した場合のコスト削減額を記載する。